

(7) 個人乗車券 (i) 団体乗車券 (u) 貸切乗車券

(5) 急行券

急行列車または急行自動車に乗車する旅客に対し発売するので、その法律上の性質は乗車券と同一と解すべきである。この種類はつぎのとおりである。

ア 特別急行券 イ 普通急行券 ウ 準急行券 エ 自動車急行券

なお列車内で乗務員が発行する車内急行券がある。

(6) 特別2等車券および特別2等船室券

特別2等車券は特別2等車に乗車する旅客に対し発売し、特別2等船室券は宇野・高松間航路を旅行する2等旅客が特別2等船室に乗船する場合に船内で発売するものである。現在特別2等車券は駅で発行するもののほか、列車内で乗務員が発行する車内特別2等車券を設定している。

(7) 寝台券

列車寝台券・汽船寝台券の2種がある。

寝台を使用する旅客に対し発売するものである。わが国における寝台の設備は、明治33年(1900)に1・2等寝台が創設され、昭和6年(1931)に3等寝台が設定された。前者の寝台券の様式は記名式になっていた。現在寝台の設備は列車および汽船にあり、寝台券もこれに対応しさらに等級別・段別により、それぞれ区別されている。なお、3等寝台車は廃止されていたが昭和31・3・20から復活された。

(8) 入浴券

青森函館間航路の2等寝台使用旅客が、その汽船に設備してある旅客用浴室を使用する場合に発売するものである。

(9) 車内補充券および特殊補充券

無札、乗車券・急行券・特別2等車券または寝台券の紛失、上級乗換、種類変更、乗越、方向変更、経路変更または乗車券誤購求等の場合に、各相当の取扱をするときは、乗務員または駅において運賃料金の追徴を要しあるいは前途の乗車に対し乗車の証を交付する必要がある。そこでこれらの取扱をする場合、乗務員にあっては車内補充券を発行し、途中駅にあっては特殊補充券を発行して、いずれも乗車券・急行券・特別2等車券または寝台券に代用するのである。

車内補充券および特殊補充券の区別は、単に発行箇所が車内であるか駅であるかの相異によるもので、性質は同一のものである。両者は乗車券・急行券・特別2等車券または寝台券の代用として発行するものであるから、その効果においてはこれら乗車券等とまったく同一であるが、このほか下級乗換証明用または再徴証明用として、証明書の性格として発行する場合もある。従前本券の名称は、現行の車内補充券は概算切符、特殊補充券は追徴切符と称していたが、両者を併合単一化して特殊補充券と改称され、さらに昭和25・6現行のように改正された。現在車内補充券には第1種一般用(炭酸紙式)と第2種特定区間用(入鉄式)との2種類がある。

なお特殊補充券は以上のほか発駅でつぎの場合にも発行する。

ア 1・2等乗車券・急行券・特別2等車券または寝台券の設備のない駅で、これを発売する必要がある場合。

イ 他乗代乗車券を発行する場合、すなわち列車指定の急行券・特別2等車券または寝台券と同時に、これに伴う必要な普通乗車券を発売する場合、および乗車券所持の旅客からの請求によって、その券面の未使用区間の駅を発駅とする前途の駅に対し普通乗車券を発売する場合。

(10) 車内乗換券および船内乗換券

車内乗換券は列車内で、その列車の運転区間内のみについて

上級乗換の取扱をする場合または定期乗車券・回数乗車券で乗越区間だけを上級による乗換の取扱をする場合、もしくは無札の取扱をする場合に、精算額を受受するときにきざって発行し得るもので、乗務員における車内補充券発行の簡易化のため昭和29・4に設定され、必要の車掌区に設備している。船内乗換券は汽船内で、その汽船のみの上級乗換の取扱をする場合に発行するもので、原乗車券とともに所持する場合にかぎり有効とし、下船の際係員に引渡すことになっている。

(11) 自動車区間変更券

自動車内でその自動車線内のみの方向変更・経路変更の取扱をする場合に発行するもので、乗務員における車内補充券発行の簡易化のため、昭和29・4に設定され、必要の自動車営業所に設備している。

(12) 入場券

乗車船以外の目的によって乗降場に入場しようとする者に発売するもので、普通入場券と定期入場券との別がある。旅行目的を持たない送迎者等が乗降場に入場することは、鉄道としては別段支障はないわけであるが、無制限にその入場を認めると乗降場の秩序が保てず、また不正乗車船をはかることも考えられるので、一定の入場料金を受受して入場券を発売する。普通入場券は発売駅で発売当日中に1回かぎり、また定期入場券は発売日から1箇月間発売駅において、記名人にかぎり使用し得ることになっている。

(13) 特殊乗車券

発売条件・発売箇所・様式等が一般の乗車券と異なっている特殊の乗車券のことで、これにはつぎのようなものがある。

ア 季節割引特殊乗車券

季節により旅行目的地を限定して、往復または回遊旅行をする旅客に対して運賃の割引を行うことがあるが、この場合に発売する乗車券であって、その割引する区間・期間・割引率等は、そのつど関係駅に揭示し、様式は専用のものを設定することもある。

イ 特殊委託クーポン乗車券

国鉄の委託を受けて発売する者(日本交通公社)が営む案内所において、発売する乗車券類の一種であって、片道または往復乗車券・急行券・特別2等車券および寝台券の4種があり、いずれも特別の様式になっている。この乗車券類の発売はつぎの場合に限定しているが、その性質は一般乗車券類と変りはない。

(7) 海外の案内所で乗車券類を購求する旅客、または外国人旅客(同行の邦人を含む)で、国鉄線内相互発着となる場合。

(i) 周遊割引乗車券による乗車船に必要な急行券・特別2等車券および寝台券を、その乗車券と同時に購求する場合。

(u) 案内所の所属駅所在の同一都区市町村内の駅以外の駅発となる旅客で、国鉄線内相互発着となる場合。

ウ 周遊割引乗車券

国鉄が指定する観光地2箇所以上を周遊する旅客に対しては、一定の条件によって国鉄および会社線とも普通旅客運賃割引の取扱をするが、これには普通周遊乗車券と均一周遊乗車券の2種がある。普通周遊乗車券は運賃1割引、通用期間1箇月として発売され、均一周遊乗車券には北海道周遊乗車券と九州周遊乗車券の2種があつて、東京都区内・名古屋市内または大阪市内からこれらの地方に周遊する旅客に対して、一定の均一割引運賃で発売される。

エ 選挙立候補者特殊乗車券

公職の選挙立候補届出済の者に対し、選挙長の発行する選挙立候補者旅客運賃後払証と引換に発行する乗車券であつて、公